

第七十六回
帝國議會
貴族院

恩給法中改正法律案特別委員會會議事速記録第二號

昭和十六年二月十九日(水曜日)午前十時
十九分開會

○委員長(公爵鷹司信輔君) ソレデハ昨日
ニ引續キマシテ開會致シマス、今朝ハ文部
省ノ大臣其ノ他ノ方ハ國民學校ノコトニ付
キマシテ樞密院ニ出テ居ラレマスノデ、此
方ニ午前中ハ出席シ兼ネルト云フコトデゴ
ザイマスノデ、文部省ノ方ハ後ニシテ、他
ノ方ノ御質疑ガゴザイマシタ其ノ方ヲ先
ニ願ヒマス

○岡喜七郎君 文部省ノ方ハ午前中ハ能ウ
オイデニナラスノデスカ

○委員長(公爵鷹司信輔君) 大臣、次官、
局長モオイデニナリ兼ネマス

○岡喜七郎君 私ハ文部省ノ御方ガオイデ
ニナリマスレバ少シ御尋ネシタイと思ヒマ
スカラ後デ……

○男爵高崎弓彦君 チョット恩給法ノ改正
ニ付テ御尋ネシタイノデスガ、兵長ト云フ
ノガ出來タ爲ニ、チョット恩給ノ方法ガ變ッ
テ居ル所ガアルノデスガ、ソレハ御説明ダ
ケデハ分ラナイノデスガ、モウ一度チョット
御話ヲシテ戴キタイと思ヒマス

○政府委員(平木弘君) 昨年陸軍ニ於キマ
シテ、上等兵ト伍長トノ間ニ兵長ト云フ階
級ヲ一ツ設ケタ、兵長ト云フノガ今迄アリ
マセヌ關係上、恩給法デ致シマスルト、兵
長ニ對シテハ幾ラヤルト云フ恩給法ノ規定
ガナイモノデアリマスカラ、恩給法ノ二十
五頁ノ所ニ、別表、第一號表ノ乙ニ書イテ
アリマス「假定俸給年額」ト云フ所ノ「兵」ノ下

カラ四段目ニ「海軍一等兵」ト云フノガアリマ
ス、丁度陸軍ト海軍ト比較致シマスルト、今度
ノ兵長ハ海軍ノ一等兵ニ當ルヤウデ、比較
ハ出來マセヌケレドモ、該當スルヤウナコ
トニナリマス、ソレデ此處ニ海軍一等兵ト
並ベマシテ、兵長ノ俸給ヲ六百圓ト假定ス
ル、若シ此ノ規定ガアリマセヌト云フト、
結局陸軍ノ上等兵ノ次ノ欄デモヤラナケ
レバ仕方ガナイヤウニナルデヤナイカト思
フノデアリマス、サウ云フ關係デ六百圓ト
云フ兵長ノ假定俸給ヲ作ル必要ガアル、ソ
レカラモウ一ツハ其ノ先ノ二十七頁ニナリ
マスガ、第五號表ノ「兵」ノ下カラ四段目ニ
「海軍一等兵」ト書イテアリマス、是ハ戰
争デ戰死シタ場合ニ特ニ恩給ハ澤山ヤル譯
デアリマスガ、ドノ位分増シマスルカト云
フノガアリマセヌカラ、之ニ入レテ置キマ
セヌト、上等兵ト同ジ取扱ニナルノデ、兵
長ヲ作ツタ趣旨ニ反スルト云フ風ナコトニ
ナリマスルカラ、斯ウ云フ點カラ兵長ノ規
定ヲ設ケテ、兵長相當額ノ支給ヲスル、斯
ウ云フ譯デゴザイマス

○男爵高崎弓彦君 今ノ御説明ハ能ク分ッ
タノデアリマスケレドモ、御説明ノ中ニ、
「昨年九月十五日以前ニ戰死シテ伍長ニナツ
タリ、又伍長ニナツテ退職シマシタ者ハ、大體
伍長トシテ恩給ヲ受ケラレマスガ、同日
以後戰死シテ兵長ニナツタリ、兵長ニナツテ
退職シタ者ハ、上等兵ト伍長ノ間ニ新タ
ニ「兵長」ナル等級ガ介在スル關係上、直チ

ニ伍長ノ恩給ヲ受ケルコトガ出來ナクナ
リ、兩者ノ間ニ、稍、均衡ガ取レナクナリマ
スノデ、本法施行前ニ兵長ヲ命ゼラレテ退
職シ、又ハ死亡シマシタ場合ハ、此ノ兵長
ノ在職年月數ヲ、伍長トシテ在職シタ年月
數ト看做シマシテ」云々ト云フコトガアリ
マス、サウシテ恩給額ノ權衡ノ取レマスヤ
ウニ、經過規定ヲ一條設ケマシタ……附則
第四條、是ハドウ云フ風ニナルノデアリマ
スカ

○政府委員(平木弘君) 此ノ附則第四條ノ
問題ハ九月十五日以前ニ上等兵デ死亡シタ
リ、或ハ退職シタリスルヤウナ問題ガ起リ
マス場合ニハ、是ハ大概伍長ニナツテ居リ
マス、處ガ九月十五日以後ニナリマスル
ト、皆兵長ニナルト云フコトニナリマス、
前ノ人ト、後ノ人トデハ、ソコニ謂ハバ待
遇ガ惡クナルト云フ風ナ關係ガ起ルノデス
カラ、暫クノ間本法施行前ト云フコトニ
決メテアル譯デスガ、餘リ急激ニ伍長ニナ
レタモノガ伍長ニナレヌデ、兵長デ止マル
ト云フコトニナルト、其ノ同期生ト申シマ
スカ、同ジヤウナ時ニ入ッテ居ル人ノ間ノ
均衡ガ取レヌノデ、サウシタ方ガ均衡ヲ得
ルノデヤナイカ、併シ是ハ永久ニスベキモ
ノデハ勿論ナイト云フ所カラ本法施行前迄
トシヨウ、斯ウ云フ意味デゴザイマス

○男爵高崎弓彦君 サウスルト、何時迄ト
云フ期限ハナイノデスネ

○政府委員(平木弘君) 本法施行前迄デゴ
ザイマスカラ、四月一日ニ施行スル豫定デ

ゴザイマスカラ、三月一杯、何時デ切ルカ、
昨年末デ切ルカ、色々考ヘ方ハアリマセウケ
レドモ、本法施行前デ切ツタガ適當ナ時期デ
ナイダラウカト、三月三十一日迄ニ致シテ
居リマス

○男爵高崎弓彦君 チョット御尋ネシタイ
ノデスガ、今ノ昨年九月十五日カラ三月一
杯位迄ニ兵長ニナルノハドノ位アルノデス、
大抵人數ハ決ツタモノデセウ、御承知デスカ
○政府委員(平木弘君) チョット今ノ所分
リ兼ネテ居リマス

○委員長(公爵鷹司信輔君) 他ニ御質問ゴ
ザイマセヌデスカ、チョット速記ヲ止メテ
〔速記中止〕

○委員長(公爵鷹司信輔君) 速記ヲ始メ
テ……ソレデハ御質疑モ大體皆サンナサツタ
コトト存ジマスノデ、討論ニ入リタイと思
ヒマスガ、御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(公爵鷹司信輔君) ソレデハ討論
ニ入リタイト存ジマス

○岡喜七郎君 三案共別段修正スベキ點ハ
ナイと思ヒマス、原案ヲ可決セラレテ然ル
ベキモノト思ヒマス

○男爵高崎弓彦君 贊成致シマス

○委員長(公爵鷹司信輔君) ソレデハ採決
ニ入リタイと思ヒマス、此ノ三案共原案通
リ可決致シマシテ宜シウゴザイマスカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(公爵鷹司信輔君) ソレデハ三案
共原案通り可決致シマシタ、ソレデハ是ニ

テ散會致シマス

午前十時三十八分散會

出席者左ノ如シ

委員長 公爵鷹司 信輔君

副委員長 下村 宏君

委員

子爵錦小路頼孝君

岡 喜七郎君

男爵高崎 弓彦君

米原 章三君

政府委員

内閣恩給局長 平木 弘君

文部省實業學務局長 關口 勲君